

水田活用の直接支払交付金

【令和3年度予算額 305,000 (305,000) 百万円】

<対策のポイント>

米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、高収益作物の導入・定着等**を支援します。また、**都道府県が転換拡大を独自に支援する場合に、国が追加的に支援**します。

<政策目標>

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万トン、米粉用米：13万トン [令和12年度まで]） ○ 飼料自給率の向上（34% [令和12年度まで]）
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減 [令和7年度まで] ○ 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、二毛作や耕畜連携を含め、**地域の裁量で産地づくりに向けた取組**を支援します。

3. 水田農業高収益化推進助成

都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、**高収益作物の導入・定着等**を図る取組を支援^{※1}します。

※国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組と併せて、水田での高収益作物への転換等を計画的かつ一体的に推進。

4. 都道府県連携型助成

都道府県が**転換拡大**に取り組む生産者を独自に支援する場合に、**国が追加的に支援**します。

交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

<事業の流れ>

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ



【お問い合わせ先】 政策統括官付穀物課 (03-3597-0191)

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物 ^{※1}	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a ^{※2}

※1：飼料用とうもろこしを含む

※2：標準単収以上の収量が確保した者には、自然災害等の場合でも、特別措置として、標準単価（8万円/10a）で支援

産地交付金

- 国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会毎に「水田収益力強化ビジョン」において支援内容（対象作物や単価等）を設定（一定割合以上は都道府県段階で支援内容を決定）。
- また、「転換作物拡大計画」に基づき、地域農業再生協議会毎の拡大面積に応じて以下を年度当初に配分。
 - ① **転換作物拡大加算（1.5万円/10a）**
主食用米が減少し、転換作物の面積が前年度より拡大した場合。
 - ② **高収益作物等拡大加算（3.5万円/10a）**
主食用米が減少し、高収益作物等^{※4}の面積が前年度より拡大した場合。
- さらに、当年産の以下の取組に応じて追加配分。

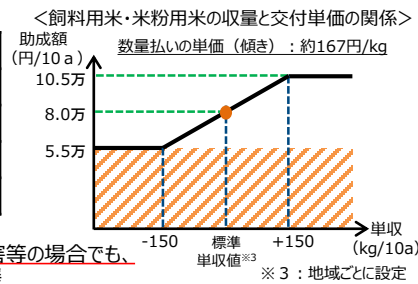
取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約（3年以上の契約）	1.2万円/10a
そば・なたね、新市場開拓用米の作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a

水田農業高収益化推進助成

- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援。
 - ① **高収益作物定着促進支援（2.0（3.0^{※5}）万円/10a×5年間）**
高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。（②とセット）
 - ② **高収益作物畑地化支援（17.5万円/10a）** 高収益作物による畑地化の取組を支援^{※6}。
 - ③ **子実用とうもろこし支援（1.0万円/10a）** 子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

都道府県連携型助成

- 都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、当該支援の対象農業者に対して、前年度からの拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：5千円/10a）で国が追加的に支援。



※4：高収益作物等；高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

※5：加工・業務用野菜等の場合

※6：R5年度までの時限措置とし、その他の転換作物に係る畑地化も同様の単価で支援

令和3年度における水田活用の直接支払交付金の見直し全体像

【 令和2年度 】

①高収益作物等拡大加算 (3.0万円/10a)

- ・地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、高収益作物等の面積が前年度より拡大した場合に、その面積に応じて、年度当初に産地交付金を配分。

②水田農業高収益化推進助成

(高収益作物：2.0万円/10a×5年間、畑地化：10.5万円/10a)

- ・都道府県が策定する「水田農業高収益化推進計画」に基づき、高収益作物を導入する産地を支援。

③産地交付金の県枠

- ・県が支援内容を設定する産地交付金の県枠の割合を、1.5割以上とし、重点品目の単価を上乗せ。

④交付金の代理受領

- ・ブロックローテーションの維持等の場合に限定して、代表農業者等が交付金の代理受領が可能。

【 令和3年度 】

①高収益作物等^{※1}拡大加算 (3.5万円/10a)

- ・高収益作物、新市場開拓用米、加工用米等への転換拡大を後押しするため、**加算単価を増額**して支援。 **(拡充)**
※1：高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

②水田農業高収益化推進助成

(高収益作物：2.0 (3.0^{※2}) 万円/10a×5年間、畑地化：17.5万円/10a)

- ・加工・業務用野菜等の導入や排水対策等による生産性向上を**加速化**するため、**助成単価を増額**して支援。 ※2：加工・業務用野菜等の場合 **(拡充)**

③都道府県単独事業への国による追加支援 (都道府県連携型助成)

- ・都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、**(新設)**当該支援の対象農業者に対して、前年度からの**拡大面積**に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：5千円/10a）で国が追加的に支援。

④飼料用米等の数量払いにおける自然災害等の特例措置

- ・標準単収以上の収量が**確実**だった者には、自然災害等の場合でも、**(拡充)**特例措置として、標準単価（8万円/10a）で支援。

⑤産地交付金の県枠の拡大

- ・産地交付金の県枠について、**地域の実情**にも配慮しつつ、**(運用見直し)**原則として**2割以上**に拡大。

⑥交付金の代理受領の対象拡大

- ・農業者から委任を受けた**集出荷業者等**が、**産地単位**でのまとまった**作付転換**の取組を推進する場合にも代理受領を可能に。 **(運用見直し)**